

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客さまの心豊かな価値の創造に協力し、社会の発展に貢献するため、地域・社会との深い信頼関係を築きながら、日常の生活を支えるライフラインのトータルサポーターとして、持続的発展と企業価値の向上に努めていくこととしております。

このような考えのもと、事業運営を適正に遂行するため、企業倫理・法令遵守の徹底や内部統制およびリスクマネジメントの充実に努め、経営の健全性や公正性、透明性の向上に向けて、以下の方針に基づき、引き続きコーポレートガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう法令に基づいた対応を行うとともに、その権利を適切に行使することができる環境の整備を進めてまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、事業を遂行するに当たっては、お客さまや地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの理解・協力が不可欠であるとの認識のもと、ステークホルダーの権利や立場を尊重するとともに、「ユアテック企業行動指針」を遵守することで適切な協働関係の構築に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく情報の開示を適切に行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーが必要とする情報については、適時適切な開示に努めており、引き続き正確で有用性の高い情報の提供に取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の責務

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会が相互に連携をはかりながら、引き続き実効性のあるコーポレートガバナンスの構築および充実に取り組んでまいります。

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業運営上の重要なリスク評価や経営に係わる重要事項の迅速・適正な決定とともに、経営全般に亘る監督を通じて、経営の健全性・透明性の向上をはかり、持続的な成長や中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

また、監査役・監査役会は、独立した立場から取締役の職務の執行を監査することに加え、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に懇談することで重要な経営課題の共有をはかるなど、経営監視機能を適切に果たしてまいります。

(5) 株主との対話

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外にも対話の機会を設け、株主の声や関心に向き合うとともに、経営計画をはじめ、経営に係わる情報を分かりやすく説明し、相互の考え方や立場について、理解を深めるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8(3) 支配株主を有する上場会社における独立社外役員の有効な活用】

当社は、取締役会に占める独立社外取締役を3分の1以上選任してはおりませんが、親会社である東北電力株式会社および同社が100%出資する子会社との重要な利益相反取引および異例な取引について、独立社外取締役2名、独立社外監査役1名および常勤監査役1名の計4名から構成される「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において審議することとしております。

なお、ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会に占める独立社外取締役の3分の1以上の選任および当委員会の独立性を有する者のみでの構成に向けて検討を行っております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在、女性の取締役または国際的な事業に精通した取締役を選任してはおりませんが、取締役会としての役割・責務を実効的に果たするための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えており、実効性は確保していると認識しております。

【補充原則4-11(1) 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、定款において取締役の員数を15名以内とし、取締役の選任に当たっては、人格、見識、能力、経験、倫理観などをともに、幅広い多様な人材の中から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、取締役会の決議により候補者を決定しております。

また、専門知識や経験等が異なりかつ各分野に精通した取締役と、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をともに、取締役会における適切な意思決定および経営監督の実現をはかることができる独立社外取締役により取締役会を構成することで、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努めております。

このような考えのもと、現在は、当社の各分野の業務に精通した社内取締役10名と豊富な経験と卓越した見識を有する社外取締役2名の計12名により取締役会を構成しております。

なお、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、第108回定時株主総会招集通知からの開示に向けて検討を行っております。

【原則5-2、補充原則5-2(1) 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、売上高・営業利益の目標値を定め、その実現に向けた施策を織り込んだ中期経営計画を策定し、当社ホームページ等で開示しており、事業ポートフォリオについても開示を検討しております。

なお、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢および経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、その背景や内容について、株主総会等で説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

方針

当社は、事業基盤となる収益の確保(拡大)を前提として、これまでの取引実績や今後の取引見込み等を十分に勘案したうえで、投資ならびに出資を行っております。また、地域貢献に資する案件等に出資する際には、新たに設立された会社の事業計画により安定した収支が見込まれること等を前提としております。

個別の政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的が適切か、保有に伴う便益等が資本コストに見合っているかなどを勘案し、保有継続の可否等を総合的に判断いたします。保有が相当でないとは判断される場合には売却いたします。

検証結果

2021年9月末時点で保有する政策保有株式を対象として、取締役会において、保有目的、経済合理性(保有に伴う便益等が資本コストに見合っているか等)の基準に基づき、個別銘柄ごとに判断・検証を行いました。その結果、全銘柄を継続保有することとしております。

議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、議案毎に内容を精査し、必要に応じて企業との対話等を行い、株主価値の向上に資するものか否かなどを総合的に勘案したうえで、職務権限規程に基づき適切に議決権を行使しております。加えて、株主還元、授權資本の拡大、買収防衛策、事業再編等については必要に応じて個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引については、取締役会規程において「取締役と会社との取引の承認」を取締役会付議事項とする旨を規定し、取締役会で十分議論したうえで承認・不承認の判断を行っております。

親会社との取引については、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき、適正に実施しており、その実施状況を取締役会において、監視しております。なお、親会社および同社が100%出資する子会社との重要な利益相反取引および異例な取引については、独立社外役員が過半数を占める「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において、審議することとしております。

【補充原則2 - 4(1) 中核人材における多様性の確保】

多様性の確保

当社は、持続的な成長を支える中核人材の確保に向けた取り組みの一環として、女性活躍推進に向けた「ユアテック行動計画」を策定し、女性管理職への登用目標を当社ホームページに公表しております。

また、中途採用者については、職歴や保有資格等から、即戦力として期待される有能な人材を計画的に採用しており、入社後は他社員と同様に、能力や成果に応じた評価にもとづき管理職への登用を行っております。

さらに、外国人の管理職登用について、現在の業態に鑑み、測定可能な目標値を示すことは困難ではありますが、当社はベトナム国に連結子会社である「YURTEC VIETNAM CO.,LTD.」および「SIGMA ENGINEERING JSC」を有し、連結会社における外国籍社員の割合は15%程度であることから、外国籍人材の確保ならびに活用は一定程度進んでいるものと認識しております。

多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況

当社は、人材育成計画を策定しており、「ユアテックの財産は人材である」との考えのもと、計画的な職場内教育(OJT)に加え、階層別教育、専門教育、資格教育の内容を充実することで、これまで培ってきた技術・技能の継承と管理能力、マネジメント能力の向上などを図り、当社が求める「自律型人材」および「企業変革に積極的に挑戦する人材」の育成を目指しております。

また、育児・介護、その他の様々なライフイベントが発生する際等にも仕事と両立できる支援制度を整えることで、男女ともに「安心して」「長く」働ける職場環境の整備に努めております。

さらに、仕事と生活の調和を推進することを目的に「ワーク・ライフ・バランス推進委員会」を設置し、多様な働き方・休み方を実現するための施策に取り組んでおります。

加えて、従業員とその家族の安全と健康を守り、幸福をもたらす環境を作り上げることが、企業としての社会的責任であり、社会貢献でもあるとの考えのもと、2021年度の「健康経営宣言」において、従業員の健康増進が重要な経営資源であることを認識し、心身両面にわたる自発的な健康づくりに向け、組織的な健康管理の充実を通じて「健康経営」に取り組むことを宣言しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を保持しており、当該年金における積立金の運用にあたっては、人事労務・経理等の各部門より当該機能の専門性を持った者および労働組合の加入者を代表する者で構成する年金資産運用委員会において、運用の基本方針・政策的資産構成割合の策定および見直し・検討等を行っております。また、委託先運用機関に対しては、運用実績や運用方針等を勘案し、総合的に評価・モニタリングを行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念等は、以下のURLに開示しております。

<http://www.yurtec.co.jp/comp/corp.html>

当社の中期経営方針は、以下のURLに開示しております。

http://www.yurtec.co.jp/ir/pdf/210427_2.pdf

(2) コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続は以下のとおりとしております。

方針

取締役の報酬は、「月額報酬」「賞与」および「退職慰労金」で構成し、以下の方針により決定する。

・月額報酬および賞与は、株主総会において承認された総額の範囲内で、当社の業績に加え、中長期的な経営環境や経営方針等を総合的に勘案し、役職に応じた適切な水準とする。

・退職慰労金は、取締役(非常勤取締役を除く)の退任時に支給し、役員退職慰労金内規に定める基準に基づき支給額を決定する。

[株主総会において承認された月額報酬および賞与の総額]

月額報酬

月額 2,000万円以内

(1991年6月26日開催の第77回定時株主総会決議。決議に係る取締役の員数19名。)

賞与

定款で定める員数枠(取締役15名以内)における上限額として年額1億円(社外取締役は支給対象外)

(2007年6月27日開催の第93回定時株主総会決議。決議に係る取締役の員数(社外取締役は除く)9名。)

手続

月額報酬および賞与は、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、株主総会において承認された総額の範囲内で、取締役会の決議にて決定し、月額報酬は毎月、賞与は年1回(6月末)支給する。

退職慰労金は、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、取締役会による株主総会退職慰労金贈呈議案の決議を経て、株主総会における本議案の承認を受けたくうで、取締役(非常勤取締役を除く)の退任時に支給する。

監査役の報酬を決定するに当たっての方針および手続は以下のとおりとしております。

方針および手続

監査役会で報酬を決定するに当たっての方針は決定していない。

定款に基づき、各監査役の月額報酬は株主総会において決議された総額の範囲内で監査役の協議により決定する。

[株主総会において承認された月額報酬の総額]

月額 500万円以内

(2018年6月26日開催の第104回定時株主総会決議。決議に係る監査役の員数5名。)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、地域・社会との深い信頼関係を築きながら、日常の生活を支えるライフラインのトータルサポーターとして、持続的発展と企業価値の向上に努めていくこととしております。この方向性のもとで事業運営を適正に遂行していくため、取締役候補および監査役候補の指名を行うに当たっての方針および手続ならびに代表取締役の解任基準を以下のとおりとしております。

方針

取締役候補者および監査役候補者は、以下の方針により選定する。

- ・人格、見識、能力、経験、倫理観などから、当社の役員として相応しい人物を候補者とする。
- ・社外取締役候補者および社外監査役候補者は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を判断する。

手続

取締役候補者は、取締役会における審議に先立ち、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議・検討し、取締役会の決議により決定する。

監査役候補者は、取締役会における審議に先立ち、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議・検討するとともに、監査役への十分な説明と意見交換を実施し、取締役会の決議により決定する。

なお、監査役候補者は、取締役会付議の前に、監査役会の同意を得る。

代表取締役の解任基準

当社の取締役会は、代表取締役が、以下の基準に該当すると判断した場合、解任の可否について検討を行い、必要に応じて手続を取るものとする。

- ・重大なコンプライアンス違反により、当社に多大な損失や業務上の支障を生じさせた場合
- ・職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- ・職務の執行に著しい支障が生じた場合

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役および監査役の候補者については、定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に候補者とする理由を記載しております。

当社の定時株主総会招集ご通知は、以下のURLに開示しております。

http://www.yurtec.co.jp/ir/stockholders_meeting.html

[補充原則3 - 1(3) サステナビリティについての取り組み等]

サステナビリティについての取り組み

当社は、東北電力グループの一員として、「東北電力グループサステナビリティ方針」に基づき、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」の実現や「カーボンニュートラルチャレンジ2050」への挑戦を通じて、積極的にサステナビリティへの取り組みを推進しております。

当サステナビリティ方針は、以下のURLに開示しております。

<http://www.yurtec.co.jp/comp/sustainability.html>

人的資本、知的財産への投資等

当社は、人材育成計画に基づき、計画的に実施している職場内教育(OJT)、階層別教育、専門教育および資格取得・通信教育を充実させることで、これまで培ってきた技術・技能の継承と管理能力、マネジメント能力の向上などをはかっております。

また、「安全・品質・信頼」のユアテックブランドをより確かなものとするため、技術開発計画に基づき、「安全確保と品質向上に関する技術開発」「収益力拡大に向けた技術開発」「施工現場における業務負担軽減のための技術開発」に取り組んでおります。

[補充原則4 - 1(1) 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、取締役会規程において取締役会付議事項を規定するとともに、重要な業務執行に関する基準を定めております。

取締役会に付議すべき議案については、会社法等の法令や定款および取締役会規程のほか、原則毎週開催している経営戦略会議の審議等に基づき適正に判断しております。また、取締役会において決議すべき事項以外の意思決定については、職務権限規程に基づき、社長執行役員その他の業務執行者に委任しております。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外役員の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断して

おります。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかれるかどうかを重視しております。また、社外監査役の選任に当たっては、社外監査役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験と卓越した見識をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視しております。

[当社における社外役員の独立性判断要件]

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員としております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 最近において上記(1)、(2)または(3)に掲げる者に該当していた者
- (5) 就任の前10年以内のいずれかの時において次のaからcまでのいずれかに該当していた者
 - a. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - b. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - c. 当社の兄弟会社の業務執行者
- (6) 次のaからfまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - a. 上記(1)から(5)までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - e. 当社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 最近において前b、cまたは当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

[補充原則4 - 10(1) 指名・報酬等諮問委員会における独立社外取締役の適切な関与・助言]

当社は、取締役および監査役の指名、報酬等の重要な事項の検討にあたり、独立性・客観性ある手続きを確立することを目的に、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬等諮問委員会を設置しております。指名・報酬等諮問委員会の委員の半数以上は、独立社外取締役を選定しております。独立社外取締役は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場に立った客観的な視点で、豊富な経験と幅広い見識を活かして、適切な関与・助言を期待されております。

[補充原則4 - 11(2) 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況]

取締役および監査役の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類および事業報告に記載しております。

[補充原則4 - 11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社の取締役会は、専門知識や経験等が異なりかつ各分野に精通した取締役10名と、豊富な経験と卓越した見識を有する社外取締役2名の計12名で構成し、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努めていくこととしております。

運営に当たっては、年間の開催日程をお知らせするとともに、開催の都度、議題数や議題の内容等に応じた審議時間確保に努め、また、社外役員を含む取締役および監査役に資料の事前配付や各議題の事前説明を行っております。

こうしたなか、当社は、取締役会全体の実効性に関し、年1回、取締役および監査役を対象としたアンケートを実施し、その結果について取締役会に報告しております。取締役会ではアンケート結果に基づき取締役会全体の実効性を評価するとともに、さらなる実効性向上に向けた取り組みについて確認しております。

2019年度における取締役会の実効性に関するアンケート結果を踏まえ、2020年度は、「取締役会の効率的な運営と重要議案における議論のさらなる深化」に注力してまいりました。

2020年度における同アンケート結果については、2021年5月に開催した取締役会にて審議した結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価されておりますが、さらなる実効性向上に向け、2021年度は、分かりやすい取締役会資料の作成等に取り組んでまいります。

[補充原則4 - 14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、新任の取締役および監査役に対して、就任時に取締役・監査役の法的責任・役割、コンプライアンスや企業倫理の重要性、監査上で重要な視点等に係わる理解を深めることを目的とした研修の機会を提供し、その費用は会社負担とするなど、取締役および監査役がその期待される役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得などを継続的に支援することとしております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外にも対話の機会を設け、株主の声や関心に向き合うとともに、経営計画をはじめ、経営に係わる情報を分かりやすく説明し、相互の考え方や立場について、理解を深めるよう努めていくこととしております。このような考えのもと、株主との建設的な対話に関する方針を以下のとおりとしております。

1. 当社は、株主を含むステークホルダーに対し、IR活動等を通じて、情報の提供および対話を実施し、相互理解をはかっていく。
2. 取締役の中からIR担当役員を任命し、かつ当社組織内にIR担当部門を設置したうえで、IR活動(株主との対話を含む)を推進する。
3. IR活動の実施に際しては、経営企画部、経理部、総務部(広報、株式)が連携を取りながら、適宜対応する。
4. IR活動の主なものは、次のとおりである。
 - (1) 決算説明(年2回、第2四半期、通期決算)
対象:マスコミ、幹事証券会社、大株主
 - (2) 個別取材対応
 - (3) 個人投資家向け会社説明会
 - (4) その他
会社情報の適時開示、プレスリリース、個人株主からの問い合わせ対応等
5. IR活動の実施後、その内容等につき関係役員および関係部署に対し、速やかに情報提供を行い、情報を共有する。
6. IR活動の実施に際しては、金融商品取引法その他の関係法令および内部取引防止規程等を遵守するとともに、ディスクロージャーポリシーを制定し、情報管理・情報提供体制の整備・明確化をはかり、適正に運用する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東北電力株式会社	29,915,066	41.83
ユアテック従業員持株会	5,674,355	7.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,410,500	3.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,432,000	2.00
日本生命保険相互会社	1,381,470	1.93
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,075,600	1.50
株式会社七十七銀行	942,000	1.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	544,300	0.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505001	508,500	0.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	487,700	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

東北電力株式会社(上場:東京)(コード)9506

補足説明

当社は、東北6県ならびに新潟県への電気供給を主たる事業としております東北電力株式会社を中心とする企業グループに属しております。2021年3月31日現在、当社は、当社の総株主の議決権数の42.29%を所有(直接所有41.88%、間接所有0.40%)しており、当社は支配力基準における同社の連結子会社にあたります。

当社は、同社から設備の新增設工事および修繕工事等を受注し、安全かつ高品質な施工に努め、電力安定供給の一端を担っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である東北電力株式会社との取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定するなど、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

また、取引にあたっては、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき、適正に実施しており、その実施状況を取締役会において、監視しております。

なお、親会社および同社が100%出資する子会社との重要な利益相反取引および異例な取引については、独立社外役員が過半数を占める「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において、審議することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社である東北電力株式会社は、当社一般株主との利益相反リスクがあることを踏まえ、当社経営の独立性を尊重する方針であり、当社としても一定の独立性は確保されていると認識しております。

具体的には、中期経営方針の策定、個別事業の推進等に関する意思決定について、同社兼任の取締役、監査役は、独立性を尊重する方針を踏まえ審議等を行っており、当社独自の判断を妨げていないと考えております。また、社外取締役、社外監査役は、客観的な立場で取締役会に出席し経営に対する監視等を行っており、この点からも当社の独立性が確保されていると考えております。

さらに、親会社および同社が100%出資する子会社との重要な利益相反取引および異例な取引については、「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において、審議することとしております。

なお、当社は、親会社が定める「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」に基づき、経営に関する重要な計画およびその進捗状況について同社へ報告を行うとともに、重要事項について事前に協議することとなっております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三井 精一	他の会社の出身者													
高野 恵一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

三井 精一	<p>三井氏は、2014年6月まで株式会社仙台銀行の取締役会長であり、現在は相談役であります。同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つですが、その借入額は、当社の連結総資産の0.4%未満であります。また、同行との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同行の経常収益の0.2%未満であります。</p> <p>なお、現在当社の顧問である大山正征が、2018年12月から、同行の親会社である株式会社じもとホールディングスの社外取締役に就任していることに伴い、株式会社東京証券取引所の定める社外役員の相互就任の關係に該当しております。</p>	<p>三井氏は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待し、引き続き社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。</p>
高野 恵一	<p>高野氏は、2018年6月まで日本全業工業株式会社の取締役社長でありました。当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同社の売上高の0.1%未満であります。</p>	<p>高野氏は、動物用医薬品業界のリーディングカンパニーである日本全業工業株式会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、社内取締役2名(取締役会長、取締役社長)および独立社外取締役2名で構成する「指名・報酬等諮問委員会」を設置しており、取締役・監査役等の指名および取締役の報酬などについて、取締役会における審議に先立ち、当委員会において審議・検討しております。なお、当委員会は、「指名委員会に相当する任意の委員会」および「報酬委員会に相当する任意の委員会」の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査結果は、監査結果説明書および監査報告書として監査役に報告、受領されております。会計監査人と監査役は、定期的あるいは必要に応じて随時意見交換をはかるなど、連携に努めております。また、監査役は、会計監査人との間で会合を開き、監査および四半期レビュー計画等の説明を受け、四半期・年度決算時に四半期レビュー結果、監査結果等の報告を受けております。

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。2020年度において会計監査業務を執行した公認会計士は、小川高広氏、大倉克俊氏の2名であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者5名、その他10名であります。

当社と同監査法人または業務執行社員との間には、特別な利害関係はございません。

監査役は、内部監査部門との会合により、考査計画や実施状況等について報告を受けております。特に、三様監査の観点から内部監査部門および会計監査人との連携を強化し、監査の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野 浩一	他の会社の出身者													
高浦 康有	他の会社の出身者													
八島 徳子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 浩一		小野氏は、2001年7月まで当社の親会社である東北電力株式会社の業務執行者(使用人)でありましたが、同社を退社してから19年以上経過しております。	小野氏は、法律の専門家としての経験および幅広い見識から取締役会に有益な意見をいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、引き続き社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
高浦 康有		高浦氏は、東北大学大学院経済学研究科准教授であり、当社と同大学法人の間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.1%未満であります。	高浦氏は、大学准教授および経営・経済学の専門家としての豊富な経験や卓越した見識から取締役会に有益な意見をいただくとともに、客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、引き続き社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

八島 徳子	八島氏は、2014年6月まで新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)の業務執行者(使用人)であり、同監査法人は、当社の会計監査人であります。	八島氏は、会計・税務の専門家としての経験および幅広い見識から取締役会に有益な意見をいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として指定いたしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、当社の業績に加え、中長期的な経営環境や経営方針等を総合的に勘案したうえで決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に役員の報酬等の総額を記載しております。また、事業報告の「会社役員に関する事項」に役員の報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1.1.基本的な考え方」-【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】-【原則3-1 情報開示の充実】-「(3)取締役会が取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、人事労務部秘書グループが、社外監査役については、監査役室が補佐を行っております。
取締役会等における社外取締役との情報伝達体制につきましては、人事労務部秘書グループが事案・資料・議事録等を配付しており、取締役の業務執行上に必要な情報伝達を実施しております。事前説明の必要な案件については、執行側から事前に内容説明を実施しております。
監査役会等における社外監査役との情報伝達体制につきましては、監査役室担当者により、監査役業務執行上に必要な情報伝達の送付および説明を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
大山 正征	顧問	外部団体活動等	非常勤、報酬有	2015/6/24	1年更新
矢萩 保雄	顧問	外部団体活動等	非常勤、報酬有	2018/6/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、経営監視機能の客観性・中立性を確保するため監査役会設置会社制度を採用しており、提出日現在において、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。また、取締役は12名(うち社外取締役2名)による中立性の高い取締役会運営を行っております。

経営戦略会議は、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議を行っております。

さらに、役付執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、コーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。

監査役は、取締役会をはじめ経営戦略会議など重要な会議に出席するとともに、取締役などからの職務執行状況の聴取、重要書類の閲覧、主要事業所の業務および財産の状況の調査などを実施し、取締役の職務執行に関して監査を行っております。

なお、2020年度の実績報告は、経営概況報告を含めて10回開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項を決定するとともに取締役の執行監視を行っております。

さらに、「営業本部」「エンジニアリング本部」「電力インフラ本部」の3本部制により自立的な業務の展開をはかるとともに、経営企画部、経理部、業務監査部等から構成する間接部門についても、最高経営層を委員長とする委員会による調整・牽制等を実施しつつ、適正かつ効率的な業務プロセスの構築を推進しております。

加えて、親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会においては、委員を取締役会の決議により選定する3名以上の取締役または監査役で構成し、その過半数は独立社外役員としております。また、委員会の委員長は、独立社外役員である委員の中から、互選により選定しております。

(2) 監査役の機能強化に関する取り組み状況

監査役監査については、監査役(5名)の過半数(3名)に社外監査役を選任しており、中立・公正な立場を保持しております。監査役には、財務、会計、法務、業務に関する相当程度の知見を有する者を選任しております。監査役会および監査役の職務を補助する専任組織として監査役室(専任スタッフ3名)を設置しております。また、監査役は内部監査部門と緊密に連携することにより、監査機能を高めるよう努めております。

内部監査については、社長執行役員直属の業務監査部(11名)において、審査計画に基づき実施しており、業務処理適正化の推進および内部牽制の充実・強化をはかっております。是正事項については、その都度関係箇所に改善処置を促しており、審査結果については、社長執行役員および取締役会に定期的に報告しております。さらに、監査役と定期的に情報共有や意見交換を行うなど、連携をはかっております。

そのほかの監査役の機能強化に関する事項については、前記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】に記載しております。

(3) 当社と取締役等との間における責任限定契約締結状況

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視機能の客観性・中立性を確保するため監査役会設置会社制度を採用しており、提出日現在において、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。また、取締役は12名(うち社外取締役2名)による中立性の高い取締役会運営を行っております。

さらに、社外取締役は、この取締役会に出席し、客観的な立場から経営判断を行うことで取締役会の監督機能を充実させ、経営に対する監視、業務執行の適正さの保持、その他、取締役会に社外の有益な知見を取り入れております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定期限の2週間前より、さらに1週間程度早く発送しております。 (2020年度実績: 6月2日発送(株主総会開催日は6月24日))
集中日を回避した株主総会の設定	2020年度は、集中日2日前の6月24日に株主総会を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「IC」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英文を掲載しております。
その他	招集通知発送日の前日に、東京証券取引所および当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的で開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社では、決算短信、有価証券報告書等、事業報告書、中期経営方針、株主総会招集通知、株主の状況などをホームページに掲載しています。 ホームページアドレス http://www.yurtec.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 取締役 常務執行役員 小笠原 達治 IR担当部署名 総務部法務室	
その他	期末および第2四半期決算時、東北電力記者会において、代表取締役等による決算説明を行っております。 アナリスト、機関投資家からの要請がある場合は、IR担当者による個別のIRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ユアテック企業行動指針」において、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2001年に本社において、環境ISOの14001を認証取得しております。また、全社的な取組みとして、東北電力グループ環境行動計画に基づき、環境影響の低減と企業価値の向上に努めております。さらに、法令・企業倫理の遵守に加えて、街路灯の寄贈や地域清掃奉仕活動、地域スポーツ振興への貢献などのCSR(企業の社会的責任)活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ユアテック企業行動指針」において「企業情報の開示」について、方針を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針)

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行につき相互に監督する。また、取締役会は取締役および執行役員から業務執行状況の報告を受ける。

経営戦略会議を、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

東北電力グループ行動指針を踏まえて当社の企業行動指針を策定し、取締役は本指針を率先垂範するとともに、自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理担当役員を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

今後の海外事業の展開に伴い、国内のみならず海外の事業活動においても、企業倫理・法令遵守を推進する。

ディスクロージャーポリシーを制定し、情報管理・情報提供体制の整備・明確化をはかり、適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

内部監査部門を設置し、当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

当社経営に重大な影響を及ぼす各種の危機に対処し、危機の未然防止または危機が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

自然災害に係るリスクについては、社内規程を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。

また、安全・施工品質管理体制を確立するとともに、社員の安全・施工品質に関する意識を高め、労働災害の未然防止と施工品質の確保をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、経営戦略会議等を通じて取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、その決議をもって執行役員を選任し、執行役員は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営戦略会議や社内会議体の活用、業務の見直しや労働環境の整備等により、効率的な業務執行を行う。

執行役員は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

a. 経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。

b. 業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。

c. 取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。

内部監査部門は、効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は、執行役員の指揮命令のもと、企業行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。

使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役および執行役員の監督を受ける。

企業倫理委員会を設置し、企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件の調査を行い、企業倫理委員会および取締役会へ定期的に報告等を行う。

今後の海外事業の展開に伴い、海外の事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。

内部監査部門は、使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(6) 当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、グループ会社各社に対し、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程を定め、グループ会社各社に対し、経営に関する重要な計画を策定させるとともに、主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け、各社におけるリスクについて把握する。

当社は、グループ会社各社に対し、事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について、指導・助言を実施する。

また、当社のグループ会社管理部門または関係各部門は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、経営戦略会議等に報告する。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業グループ経営に関する重要計画の周知やグループ会社連絡会の開催等、企業グループ経営を推進する。

当社は、グループ会社各社に対し、業務執行にあたっては、社内会議体を活用する等効率的に行うとともに、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て業務執行を行うよう、適宜、指導・助言を実施する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社各社に対し、東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の企業行動指針を策定する等、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、適宜、指導・助言を実施する。

また、当社は、各社の企業倫理・法令遵守の状況について、適宜、把握するとともに、各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は、グループ会社各社の取締役、監査役および使用人からの相談も受け付ける。また、相談案件の処理状況を企業倫理委員会および取締役会に報告する。

e. その他当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は、グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し、主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

f. 親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な利益相反取引や異例な取引については、親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会において審議し、必要に応じ取締役会の承認を得る。

当社は、当社およびグループ会社各社における企業倫理・法令遵守およびリスク管理上重要な事項について、親会社へ報告または協議し、適切な対応に努める。

当社は、親会社の内部監査部門の内部監査を受け入れ、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し、専属の使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し、同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き、同組織に所属する使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議する。

(10) 監査役への報告に関する体制

a. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役、執行役員および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。

また、企業倫理相談窓口に対する取締役、執行役員および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

b. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役、執行役員および使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査役に報告する。

また、当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役、監査役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また、グループ会社各社に対し、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう、徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要なと判断される場合を除き、これに応ずる。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

監査役は、監査成果を高めるため、内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

2. 内部統制システムの整備状況

諸規程の整備や、諸会議体・内部監査部門組織・監査役補助組織の設置等を行っており、上記基本方針を実行し、検証するためのシステムは整っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「企業行動指針」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況について

(1) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、不当要求等には一切応じないこととし、担当や部署のみの対応とせず、組織として対応を行うこととしている。

反社会的勢力への対応総括部署は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とする。

(2) 各地域において、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力対策連絡協議会等各種暴力団排除組織や弁護士等外部専門機関との常日頃からの連携を通じ、有事の際の迅速・緊密な対応がはかられるよう関係の構築を行っている。

(3) 反社会的勢力に関する情報について、対応箇所より当該箇所を管轄する部署を通じて総務部等関係部署に情報提供を行い、情報の共有化ならびに連携をはかっている。

(4) 反社会的勢力に係る情報収集と共有化をさらにはかるとともに、不当要求等に対する対応マニュアルを充実するなどの整備をはかっている。

(5) 反社会的勢力排除に関し、弁護士等に講師を依頼するなどの実践的な社内研修会を開催し対応力強化をはかっている。

また、外部専門機関等の社外研修・講習会についても積極的に参加している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の管理体制

当社は「内部者取引防止規程」を定め、投資判断に重要な影響を与える会社情報の管理と開示を適切に行うよう努めております。

・総務担当取締役を情報管理統括責任者に選任し、重要事実および適時開示情報を統括して管理しております。

・総務部長を当社が上場する金融商品取引所の定める情報取扱責任者、情報管理副統括責任者に選任し、情報管理統括責任者の補佐を行うとともに、適時開示全般に係る業務を行っております。

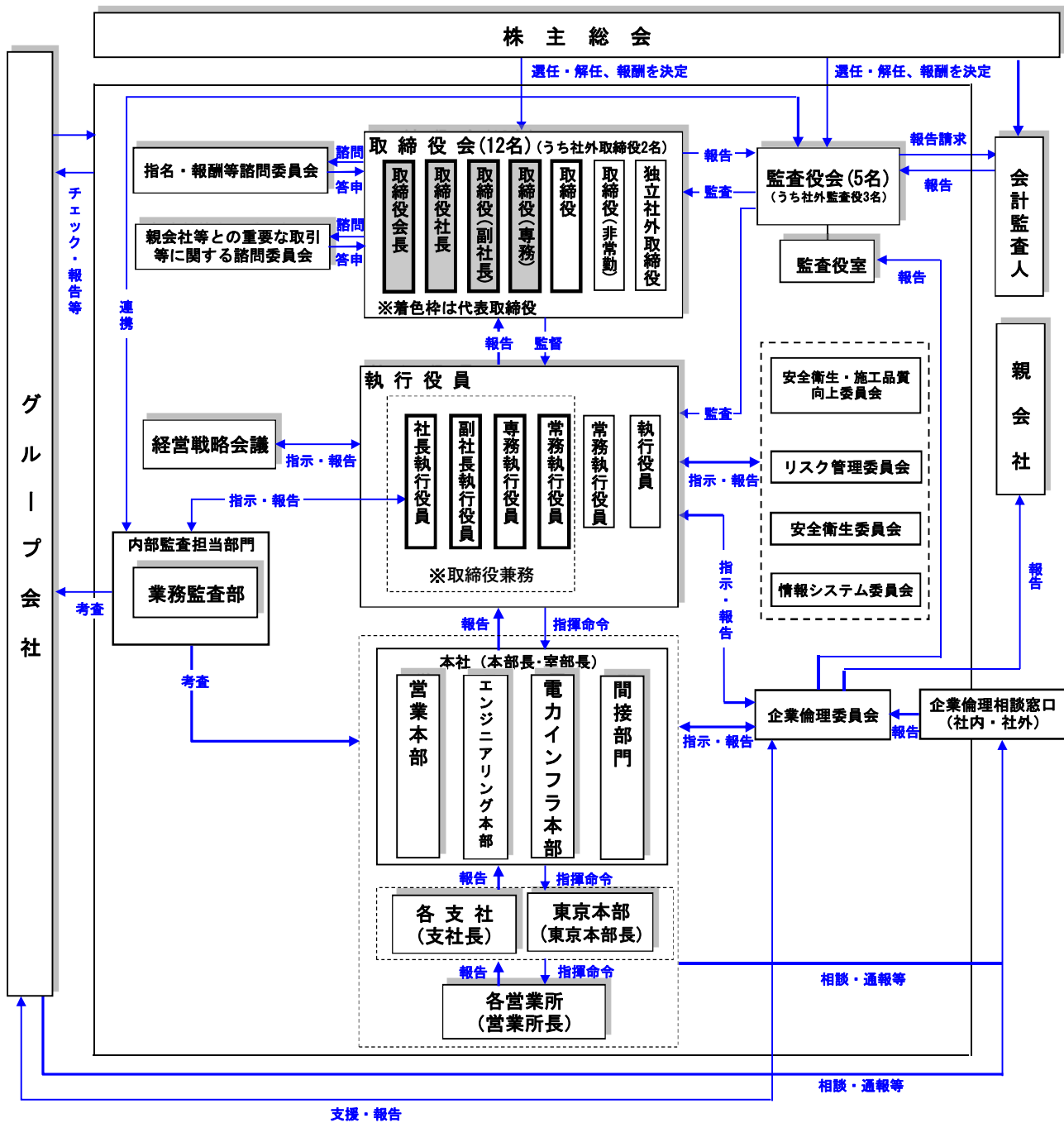
・本社室部長、支社長等を情報管理責任者に選任し、当社に係る情報および子会社に係る情報を把握し、必要に応じて、情報管理統括責任者および情報管理副統括責任者に報告を行うこととしております。

2. 会社情報の開示体制

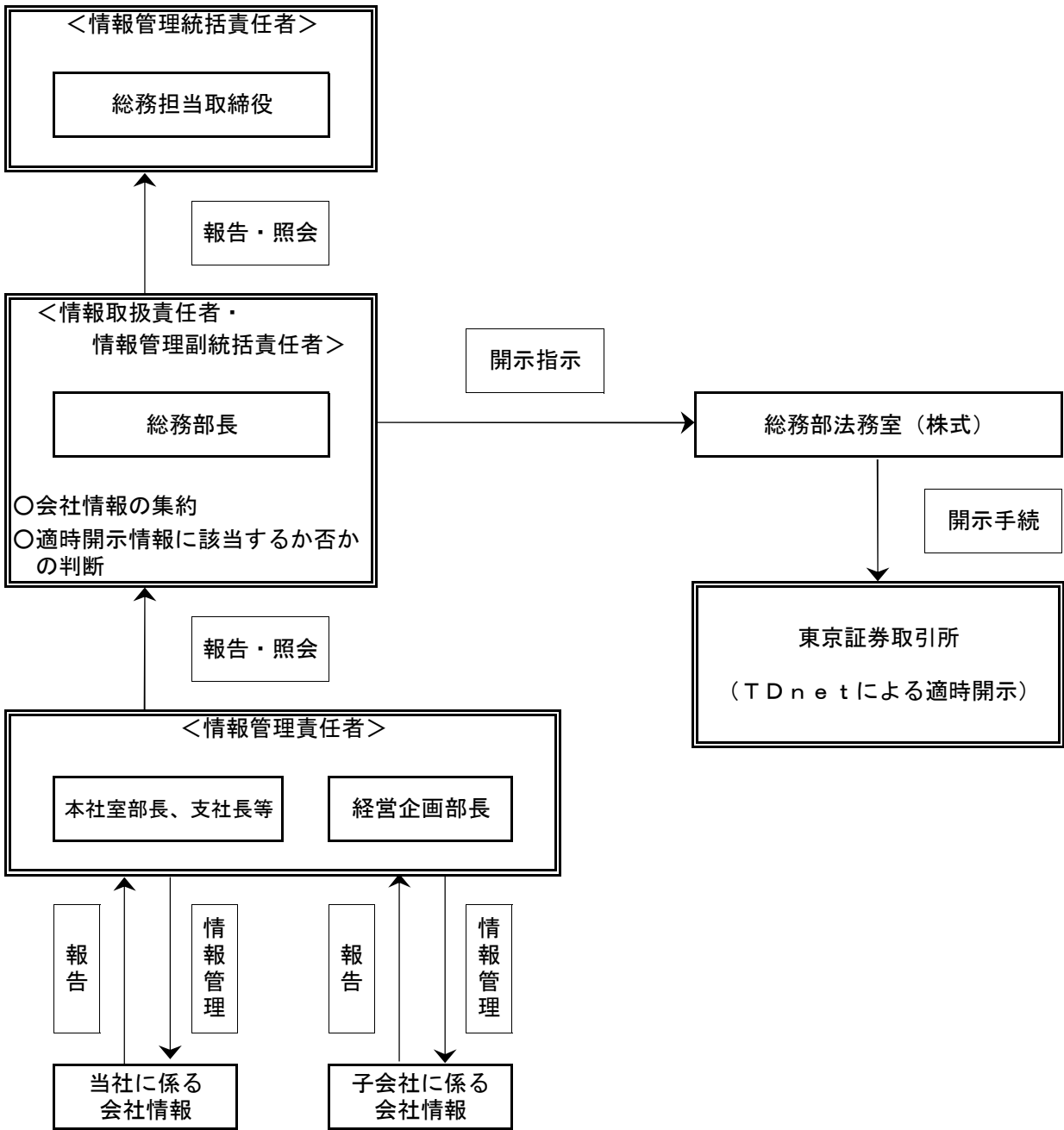
総務部長を情報取扱責任者とし、情報管理責任者から報告を受けた会社情報について、有価証券上場規程に則り、速やかにTDnetを利用し開示します。

また、開示した情報は、報道機関への公表を行うとともに、当社ホームページに掲載するなど積極的な情報公開に努めております。

内部統制、コーポレート・ガバナンス 模式図



適時開示体制 模式図



※内部者取引防止規程に基づく